

民 生

1	社 会 福 祉	55
2	生 活 保 護	56
3	兒童・母子福祉	58
4	身体障害者福祉	63
5	精神薄弱者福祉	64
6	老 人 福 祉	66
7	失業対策事業	69
8	国民健康保険	71
9	国 民 年 金	74
10	戸 籍 ・ 住 民	75
11	住 民 組 織	76
12	交通安全対策	77

1 社会福祉

(1) 民生委員

(昭46.4.1現在)

ア 定数 320人 現員 312人 (男 211人 女 101人)

イ 地区別民生委員数

性別\地区	東 部	西 部	南 部	北 部	中 部	西和部	東北部	湖 東	計
男	27	39	18	37	28	25	16	21	211
女	22	21	4	23	15	5	5	6	101
計	49	60	22	60	43	30	21	27	312

ウ 民生委員推せん制度

民生委員推せん準備会

各校区5名区内(校区社協代表、婦人会代表、民生委員代表、自治会代表、PTA代表(小学校)により構成)の民生委員推せん準備委員により選考の上推せんする。

民生委員推せん制度

各校区より推せんされた候補者を、民生委員法第8条による委員構成により、民生委員推せん会によって推せんする。

エ 処 遇

民生児童委員報償金

総務 年額10,000円 委員 年額9,000円(内5,000円は県より補助)

市電乗車券(全線バス交付)

民生委員協議会運営交付金 年額 206千円

費用弁償(大会等出席旅費)年額 93千円

(2) 社会福祉団体一覧

(昭 46.4.1現在)

名 称	代表者	所 在 地	設 置 目 的
法人 熊本市社会福祉協議会	星子 敏雄	手取本町1-1	熊本市における社会福祉事業の能率的運営と組織活動を促進し、もって市民の福祉の増進を図る。
熊本市未亡人会	堀内オワイ	新屋敷1-15-7	未亡人母子の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る。
熊本市老人クラブ	伊牟田直敏	水道町6-15	老人の福祉増進。
熊本市遺族連合会	永谷 八吾	紺屋町2-8-1	遺族の団結、相互扶助、更生慰安を図り平和日本の隆盛に貢献する。
熊本県英霊顕彰会	沢田 一精	手取本町8-3福祉会館内	英霊の顕彰と遺族の福利増進。
熊本市傷痍軍人会	川嶋 武正	手取本町8-3福祉会館内	戦傷病者の福利増進。
熊本市原爆被爆者の会	内田 幸吉	南千反畑町9-16	被爆者の相互扶助と福利増進。
熊本地区保護司会	免出 碩	大江町渡鹿735-1	更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更生を助長するため指導監督、補導援護を行って一般社会への復帰を計り、再犯を防止して社会を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進するため犯罪予防防活動を行うことを目的とする。
熊本BBS会	池永 憲貞	本荘5丁目15-12	奉仕と友愛の精神をもって日常、非行少年のよき友達を志すBBS会員の質の向上と会員相互の連絡を図る。
熊本県郷友連合会	林田 正治	手取本町8-3福祉会館内	日本独自の文化を向上し、もって郷土の繁栄と隆盛を図る。
原水爆禁止国民会議熊本県協議会	福田 令寿	大江町九品寺672	あらゆる国の核実験に反対。
核兵器禁止平和建設熊本県民会議	寺本 広作	花畑町12-5	人類を滅亡する核兵器の製造中止。
熊本県共同募金会熊本支会	坂梨 日露	手取本町1-1	共同募金の推進。
日本赤十字社熊本県支部熊本市区	星子 敏雄	手取本町1-1	日赤社会募集運動の推進及び災害救護活動をはじめ赤十字事業の推進。

2 生活保護

(1) 保護状況

年度 区分		41	42	43	44	45
生活 扶 助	世帯	3,545	3,493	3,494	3,417	3,460
	人員	9,289	8,761	8,467	7,996	7,690
	金額(千円)	336,460	374,815	425,363	467,686	533,495
住 宅 扶 助	世帯	2,616	2,626	2,640	2,611	2,591
	人員	7,155	6,865	6,698	6,348	5,946
	金額(千円)	52,067	56,963	65,668	74,271	84,465
教 育 扶 助	世帯	1,333	1,225	1,134	1,038	955
	人員	2,409	2,149	1,916	1,727	1,632
	金額(千円)	24,179	22,773	22,425	22,813	23,069
医 療 扶 助	世帯	3,619	3,745	3,889	3,959	4,120
	人員	4,480	4,705	4,943	5,105	5,240
	金額(千円)	655,279	802,681	971,885	1,029,065	1,476,126
出 産 扶 助	世帯	0.5	0.4	0.7	0.3	0
	人員	0.5	0.4	0.7	0.3	0
	金額(千円)	36	61	89	44	7
生 業 扶 助	世帯	101	86	85	82	40
	人員	104	86	85	82	40
	金額(千円)	3,547	2,877	2,765	2,545	2,904
葬 祭 扶 助	世帯	13	13	12	12	12
	人員	13	13	12	12	12
	金額(千円)	1,016	1,061	909	1,124	1,128
保護施設事務費(千円)		10,856	10,689	11,056	9,652	11,294
実 数	世帯	4,728	4,748	4,844	4,772	4,832
	人員	10,560	10,117	9,924	9,470	9,192
	金額(千円)	1,083,440	1,271,920	1,500,160	1,607,200	2,132,488

(注) 世帯及び人員は月平均、金額は年度総計を示す。

(2) 保護率の推移(年度平均)

年度 区分	41	42	43	44	45
市	25.94 %	24.85 %	24.38 %	23.26 %	21.65 %
県	29.43	27.98	26.50	25.02	24.52
全国	15.9	15.2	14.5	13.8	13.0

(3) 保護措置状況

年度 区分	4 1	4 2	4 3	4 4	4 5
申請件数	1,6 9 3	1,8 7 5	1,6 4 2	1,5 5 7	1,6 3 3
開始件数	1,4 1 4	1,4 0 9	1,4 0 1	1,2 2 9	1,3 2 6
却下件数	3 3 2	3 3 0	3 0 2	3 2 8	3 2 2
廃止件数	1,3 2 7	1,3 4 5	1,3 8 0	1,2 3 8	1,1 8 3

(4) 世帯の労働力類型別被保護世帯

(昭和45年度月平均)

区 分	就 業 別		計	構 成 比(%)	
	内 訳				世 帯
世帯主が働いている世帯	常 用 勤 労 者		2 4 3	2 4 3	5.0
	日 雇 労 務 者	失 対	9 2	4 0 7	8.4
		失 対 外	3 1 5		
	内 職 者		1 2 7	1 2 7	2.6
	そ の 他 の 就 業 者	農 林 業	1 0	3 1 9	6.6
漁 業		6			
そ の 他		3 0 3			
世帯主は働いていないが 世帯員が働いている世帯	常 用 勤 労 者		2 2 4	5 1 1	1 0.5
	失 対 就 労 者		3 1		
	失 対 以 外 就 労 者		1 1 5		
	内 職 者		4 6		
	農 林 業		5		
	漁 業		1		
	そ の 他		8 9		
働 っ て い る 者 の い な い 世 帯			3,2 4 3	3,2 4 3	6 6.9
外 国 人 (再 掲)			3 2	3 2	—
合 計			4,8 5 0	4,8 5 0	1 0 0

(5) 施設

(昭和46.4.1現在)

種 別	施 設 名	経 営 主 体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定 員
救 護	銀 杏 寮	社会福祉法人	渡 辺 源 作	加茂町4 1	3 5. 1 2	5 0
授 産	友 愛 授 産 場	"	本 山 一 人	壺川2丁目1-57	2 8. 1 2	5 0
"	熊本コロニ-作業所	"	飯 川 勉	二本木3丁目12-37	3 8. 4	7 0
"	熊 本 授 産 場	"	甲 斐 国 男	本荘2丁目3-15	3 8. 4	5 0

3 児童・母子福祉

(1) 児童手当制度

ア 目的

児童を養育している者に児童手当を支給することにより児童の健全な育成を助長するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

イ 開始日 昭和46年4月1日

ウ 支給要件

児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者が、本市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されているときに支給する。

- ① 4人以上の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母。
- ② 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない4人以上の児童を監護し、かつ、その生計を維持する者。
- ③ 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が4人以上であるときに限る。
- ④ 児童手当は、前第1項各号のいずれかに該当する者の当該年度の市民税が非課税又は均等割額であるときに支給する。

エ 金額 1人月額 1,000円

オ 受給世帯数 (推定) 350世帯 受給推定人員 410人

(2) 保育所措置状況

年度	公私別	申請件数	要措置件数	措置件数	措置率(%)	未処理件数
41	公立	1,277	1,218	1,065	88.0	145
	私立	3,039	2,838	2,224	78.4	614
	計	4,316	4,048	3,289	81.3	759
42	公立	1,273	1,218	1,062	87.2	156
	私立	3,075	2,960	2,392	80.8	568
	計	4,348	4,178	3,454	82.7	724
43	公立	1,243	1,166	1,047	89.8	119
	私立	3,587	3,263	2,745	84.1	518
	計	4,830	4,429	3,792	85.6	637
44	公立	1,293	1,235	1,087	88.2	148
	私立	3,896	3,739	3,143	84.2	596
	計	5,189	4,974	4,230	85.0	744
45	公立	1,349	1,287	1,199	93.1	88
	私立	4,570	4,344	3,793	87.3	551
	計	5,919	5,631	4,992	88.6	639

(3) 階層別保育所措置状況

(昭46.4.1現在)

区分	階層別	A B		C				D						計
				特1	第1	第2	第3	特1	第1	第2	第3	第4	第5	
3未満才児	公立	1	13	1	56	23	6	1	4	25	11	3	0	144
	私立	40	54	11	445	255	41	13	21	209	108	43	7	1,247
	計	41	67	12	501	278	47	14	25	234	119	46	7	1,391
3才児	公立	8	22	2	112	68	12	4	9	40	13	11	6	307
	私立	35	56	8	296	185	32	15	12	96	38	27	11	811
	計	43	78	10	408	253	44	19	21	136	51	38	17	1,118
4以上才児	公立	33	43	4	255	149	27	6	21	106	31	25	13	713
	私立	75	86	12	669	425	79	19	45	201	45	38	15	1,709
	計	108	129	16	924	574	106	25	66	307	76	63	28	2,422
計	公立	42	78	7	423	240	45	11	34	171	55	39	19	1,164
	私立	150	196	31	1,410	865	152	47	78	506	191	108	33	3,767
	計	192	274	38	1,833	1,105	197	58	112	677	246	147	52	4,931

(4) 保育料徴収基準額

(昭和46年度)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			徴収基準額（月額）		
階層区分	定 義		3才未満児	3才以上児	
A階層	生活保護法による被保護世帯		0円	0円	
B階層	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯		0	0	
C階層	A前税及年世帯Bの階層所得を税除非課	特1階層	前年度分の市町村民税のうち均等割のみの課税世帯で特に生活困窮世帯	1,400 (700)	1,200 (600)
		第1〃	前年度分の市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	2,000 (1,000)	1,550 (770)
		第2〃	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,350	1,950
		第3〃	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円以上である世帯	2,600	2,200
D階層	Aの所得税課税額を 及びB階層を除き前年分	特1階層	前年分の所得税課税額が1,500円未満である世帯	3,000	2,600
		第1〃	前年分の所得税課税額が1,500円以上3,000円未満である世帯	3,200	2,800
		第2〃	前年分の所得税課税額が3,000円以上30,000円未満である世帯	4,600	3才児又は4才以上児の保育単価（但しその額が4,500円を越える時は4,500円とする）
		第3〃	前年分の所得税課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯	5,900	3才児又は4才以上児の保育単価（但しその額が5,700円を越える時は5,700円とする）
		第4〃	前年分の所得税課税額が60,000円以上90,000円未満である世帯	8,400	3才児又は4才以上児の保育単価
		第5〃	前年分の所得税課税額が90,000円以上である世帯	3才未満児の保育単価	3才児又は4才以上児の保育単価

固定資産税額による附加基準

徴収金基準額表の市町村税等による定義上の階層及び固定資産税額による区分	認定する階層
C階層の第1階層に属し前年度分の固定資産税額が4,000円以上である世帯	C階層の第2階層
C階層の第2階層に属し前年度分の固定資産税額が6,000円以上である世帯	C階層の第3階層
C階層の第3階層に属し前年度分の固定資産税額が8,000円以上である世帯	D階層の第1階層
D階層の第1階層に属し前年度分の固定資産税額が10,000円以上である世帯	D階層の第2階層

(註) Cの特1並びにDの特1に属するものは、各々のCの1、Dの1に準ずる。

()内は二人以上児童が入所している場合、その二人目以降の児童に適用される基準額(C特1、C1のみ適用)

(5) 助成

ア 助成金支出状況(昭和45年度)

熊本市保育所連盟助成金 年額 2,520千円

私立保育所共済組合助成金 年額 84千円

季節保育所連盟助成金 年額 40千円

保護者徴収金は、各保育園に徴収を委託し、私立保育園には98%以上の徴収に対し $\frac{2}{100}$ 相当額を交付する。

イ 保育所建設費補助金

年額 5,000千円

補助額

(単位千円)

面積	構造別	新 築		増 築	
		鉄 筋	木 造	鉄 筋	木 造
33㎡ ～ 65㎡	}	1,000	800	200	100
66㎡ ～ 98㎡				300	200
99㎡ ～ 131㎡				400	300
132㎡以上				500	400

⑥ 母子福祉資金貸付状況

(昭和45年度)

種 類	申請数	貸付決定数	貸付総金額	貸付限度額	措置期間	償還期間	利 率
事業開始資金	10	6	2,200,000	個人 400,000 団体 1,000,000	1年間	6年以内	個人年3% 団体年5%
事業継続資金	18	14	2,450,000	個人 200,000 団体 300,000	6カ月	3年 "	"
修学資金	79	73	4,968,000	高校生 1,500 大学生 3,000	卒業後 "	{ 6年 " 8年 "	無利子
技能修得資金	0	0		月額 3,000	習得後 "	10年 "	年3%
修業資金	3	2	60,000	" 3,000	"	5年 "	(厚生大臣が定めるもの) 無利子
就職支度資金	1	1	25,000	1回につき 25,000	1年間	5年 "	年3%
生活資金	0	0		月額 7,500	6カ月	技能修得と一緒に10年 " 療養と一緒に 5年 "	"
住宅資金	5	4	750,000	200,000	"	6年 "	"
転宅資金	0	0		180,000	"	3年 "	"
就学支度資金	49	26	265,000	25,000 100,000 (特別な場合)	"	5年 "	無利子
療養資金	0	0		150,000	"	5年 "	年3%
計	165	126	10,658,000	—	—	—	—

(7) 児童扶養手当

ア 児童扶養手当受給世帯数

(昭和45年度)

区 分	生 別 母 子 世 帯		死 別 母 子 世 帯	未 婚 母 子 世 帯	疾 病 者 世 帯	遺 世 帯	そ の 他 の 世 帯	計
	離婚世帯	そ の 他						
世 帯	526	—	183	188	44	157	11	1,109
金 額	1,445千円	—	513	507	124	451	31	3,072

イ 特別児童扶養手当受給世帯数

種 別	重度精神薄弱児	重度身体障害児	計
受給者	22	57	79

(8) 施 設

ア 助産・母子寮

(昭和46.4.1現在)

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
助 産	熊本産院	熊本市	星子敏雄	本山町427	昭25.7	20(床)
母子寮	熊本市立母子寮	"	"	大江6丁目1-50	"26.8	30(世)
"	友愛会 "	社会福祉法人	佐藤義昭	壺川2丁目1-57	"27.10	20(世)

イ 乳児院

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
熊本乳児院	社会福祉法人	続 英喜	本荘2丁目3番8号	昭22.12	30
慈愛園乳児ホーム	"	潮谷総一郎	神水町320	"25.5	15

ウ 養護施設

琵琶崎聖母愛児園	社会福祉法人	ツイング・マルガリタ	島崎町島崎820	昭23.5	100
慈愛園子供ホーム	"	潮谷総一郎	神水町320	"23.5	90
菊水学園	"	松本 孝治	大江町渡鹿80	"25.10	80
天使園	"	福永満喜子	大江町渡鹿928	"23.11	70
藤崎台童園	"	平野 松枝	古京町3-5	"23.12	70
竜山学園	"	上村 義淵	竜田町上立田915	"23.10	50

エ 精神薄弱児施設

愛育学園	社会福祉法人	坂本次人	清水町新地720	昭38.12	80
大江学園	"	塘林宏介	大江町渡鹿30	"40.6	90
仁愛ひかり園	"	井福保雄	薄場町295-7	"45.11	(通園)30

オ 教護院

白川学園	熊本県	甲斐二雄	清水町打越476	明42.2	60
------	-----	------	----------	-------	----

カ 盲ろうあ児施設

熊本ライトハウス	社会福祉法人	門脇トミ	新生町2丁目	昭28.7	80
----------	--------	------	--------	-------	----

キ 婦人保護施設

熊本県婦人寮	熊本県	西生早人	南町9	昭33.8	30
--------	-----	------	-----	-------	----

ク 保育所 市立

施設名	定員	職員数			所在地	施設名	定員	職員数			所在地
		保母	その他	計				保母	その他	計	
本荘保育園	130	10	3	13	本荘6丁目	大江保育園	60	4	1	5	大江6丁目
寺原 "	70	4	2	6	東寺原町	春日 "	74	4	2	6	春日1丁目
横手 "	100	7	2	9	横手町	清水 "	75	4	2	6	清水町松崎
白山 "	75	4	2	6	白山2丁目	中島 "	60	3	1	4	沖新町
京塚 "	110	5	2	7	健軍町	幸田 "	70	4	2	6	御幸笛田町
京町台 "	85	5	2	7	池田町	健軍 "	75	4	2	6	健軍町
城東 "	90	5	2	7	水道町	水前寺 "	60	5	1	6	水前寺公園
池上 "	60	3	1	4	池上町						
小島 "	70	4	1	5	小島下町	計16カ所	1,264	75	28	103	

私 立

施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地	施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地
		保母	その他	計				保母	その他	計	
白羊保育園	90	6	3	9	島崎町 島崎	仁愛保育園	180	13	3	16	薄湯町
黒髪幼愛園	200	16	4	20	黒髪町 坪井	ぎんなん "	90	6	3	9	健軍町 京塚
愛光幼児園	60	4	4	8	新大江 2丁目	川尻 "	90	6	3	9	川尻町
城高保育園	60	4	3	7	城山大塘町	つぼみ "	90	8	4	12	出水町 国府
みのり "	60	4	3	7	本荘 3丁目	シオン "	60	12	4	16	古城町
双葉 "	60	10	3	13	本荘 2丁目	くるみ "	90	7	4	11	大江町 渡鹿
城南幼愛園	60	4	4	8	春日町	仁愛乳児園	60	10	3	13	春日 4丁目
のぞみ保育園	90	6	3	9	若葉町	木の葉保育園	90	6	3	9	西原 2丁目
友愛会 "	60	5	3	8	壺川 2丁目	杉の子 "	90	9	3	12	二本木 4丁目
聖母幼愛園	139	7	6	13	南町	天使の園 "	30	5	3	8	大江町 渡鹿
ひかり幼児園	120	10	3	13	大江 2丁目	きよめ "	60	10	3	13	出水町 国府
ひばり保育園	110	8	4	12	健軍町	八景水谷 "	60	7	3	10	清水町 高平
旭 "	150	9	4	13	近見町	九品寺 "	60	5	5	10	九品寺 5丁目
かつば "	90	8	3	11	保田窪本町	画図 "	60	5	3	8	画図町 下江津
マリア "	85	6	3	9	東水前寺町	二岡 "	60	7	3	10	戸島町
報徳 "	90	5	4	9	池田町 西原	広福 "	60	4	3	7	長嶺町
小嶺 "	90	5	4	9	新南部町	託麻小山 "	60	5	3	8	小山町
螢光 "	60	4	3	7	花園町	供合 "	85	6	2	8	上南部町
ひまわり "	60	6	3	9	新大江 1丁目	森下 "	60	5	3	8	南高江町
秋津 "	90	5	4	9	秋津町 沼山津	第二桜ヶ丘 "	90	10	3	13	字宮ノ本
若葉幼愛園	80	6	3	9	池上町	本妙寺 "	60	5	3	8	世安町 字川端
かおる保育園	90	7	3	10	中島町						花園町 寺屋敷
有明 "	60	4	2	6	小島下町	計46ヶ所	3,819	314	152	466	
藤崎台 "	60	4	3	7	古京町						
城北 "	120	10	3	13	清水町 新地	市私計62ヶ所	5,083	389	180	569	

ケ 季節保育所

昭和45年度春期(5月25日～6月25日)8カ所 秋期(10月27日～11月27日)9カ所各々
30日間

昭和46年度春期(5月25日～6月25日)9カ所 秋期(10月27日～11月27日)9カ所各々
30日間の予定

4 身体障害者福祉

(1) 障害者の実態

(昭和45年度)

障害者 年令・性別	18才未満			18才以上			計
	男	女	計	男	女	計	
視 覚 障 害	12	17	29	623	554	1,177	1,206
聴覚又は平衡機能障害	37	41	78	492	325	817	895
言語・機能障害	3	3	6	25	17	42	48
肢体不自由	132	99	231	2,180	1,188	3,368	3,599
内 部 疾 患	0	0	0	20	13	33	33
計	184	160	344	3,340	2,087	5,437	5,781

(2) 身体障害者更生援護状況

(昭和45年度)

区 分 障害別	取扱実人員	運賃割引証交付				相談・指導及び措置					手帳交付	
		国 鉄		自 動 車		補 装 具	職 生 業 活 指 導	更 生 医 療	施 設 入 所	そ の 他	申 請	決 定
		単 独 用(件)	介 護 用(件)	単 独 用(件)	介 護 用(件)							
視 覚 障 害	2,435	710	1,652	561	407	233	267	0	20	1,031	96	94
聴 覚 障 害	2,712	895	942	636	393	420	337	0	10	1,236	99	98
言語・機能障害	43	29	0	12	6	0	6	0	0	14	6	4
肢体不自由	6,352	3,215	558	1,300	392	969	882	3	194	2,453	387	355
内 部 疾 患	74	0	0	5	0	0	7	0	0	0	42	36
計	11,616	4,849	3,152	2,514	1,198	1,622	1,499	3	224	4,734	630	587

(注)運賃割引証交付の自動車計欄中、冊は主に県内利用冊数、枚は主に県外利用枚数を示す。

(3) 身体障害者家庭奉仕員制度

(昭和45年度)

奉 仕 員	派遣対象世帯	委 託 費 用
2	8	585千円

(注)昭和42年度より熊本市社会福祉協議会に委託実施

(4) 身体障害者相談

(昭和45年度)

相談員 11人

相談件数 70件

委託料 月300円(県費)

(5) 施 設

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
肢体不自由者更生施設	熊本県身体障害者更生指導所	熊本県	吉田 実	大江町渡鹿843	昭28.9	入所50 通所10

5 精神薄弱者福祉

(1) 精神薄弱者相談室 (昭43.6.1開設)

ア 業務の内容

精神薄弱者に対する個別的実態調査。

精神薄弱者の実情把握に必要な基礎的な診断判別。

精神薄弱者の保護者ならびに家族に対する啓蒙助言。

イ 職員の配置

精神薄弱者福祉司 1人

事務職員 1人

嘱託医 2人(嘱託料1人月額5,000円)

ウ 利用状況

(昭和45年度)

障害別区分

性別		男	女	計
障害	軽度	111	89	200
	中度	97	93	190
	重度	112	98	210
	最重度	18	20	38
	境界線	69	56	125
重症心身障害		27	21	48
性格行動問題		15	5	20
精神身体問題		22	13	35
その他		18	18	36
計		489	413	902

年齢別区分

性別		男	女	計
年齢	0才～5才	76	49	125
	6～12	162	158	320
	13～15	36	42	78
	16～20	116	81	197
	21才以上	99	83	182
	計	489	413	902

エ 措置指導区分

(昭和45年度)

種別 性別	在宅指導	教育措置	施設措置	職親委託	医療措置	その他	計
男	127	81	69	37	67	108	489
女	108	80	78	28	45	74	413
計	235	161	147	65	112	182	902

(2) 心身障害児(者)家庭奉仕員

奉仕員	派遣対象世帯	委託費用
2	9	590 円

(注) 昭和46年度より熊本市社会福祉協議会に委託実施

(3) 職親制度

職親登録 12件

職親委託数 8人

委託料 1人月額1,500円(内訳市費1,250円、国費250円)

(4) 精神薄弱者相談

相談員 15人

相談件数 月66件

委託料 月300円(県費)

(5) 更生施設入所状況

(昭46.4.1現在)

施設名	所在地	定員	本市の措置人員
苓山寮	本渡市本渡大字下河内680	60	17
清香園	下益城郡松橋町竹崎1,115	40	7
蓮実園	福岡県八女郡上陽町上横山1,233	60	1
しがらき青年寮	滋賀県甲賀郡信楽町大字神山577の1	50	1

(6) 心身障害者扶養共済制度

ア 目的

心身障害者の保護者が死亡又は廃疾となった後、残された心身障害者に年金を支給し、障害者の生活の安定と保護者のいまだく不安を軽減しようとするものである。

イ 心身障害者の範囲

精神薄弱者にあつては、知能指数75以下、身体障害者にあつては、障害の程度が1級から3級までの者及び精神又は身体に永続的な障害を有する者で、前述の者と同程度と認められるもの。

ウ 加入者

心身障害者の保護者(心身障害者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障害者を扶養しているもの。)であつて、原則として45才未満のものとする。

ただし、制度発足当初(昭和46年3月31日まで)に限り、65才未満とする。

エ 保険料

年齢区分	掛金月額(円)
35才未満の者	1,000
35才以上 45才未満の者	1,300
45才以上の者	1,500

オ 給付金

① 加入者が死亡又は廃疾となったときは、心身障害者を扶養する者(年金管理者)に対し、毎月20,000円の年金を支給する。

② 加入後1年以上のもので、心身障害者が死亡したときは一時金として20,000円を支給する。

カ 開始日 昭和45年4月1日

6 老人福祉

(1) 措置状況

(昭46.4.1現在)

区 分	定 員	性別	年 令				計
			61~70	71~80	81~90	91以上	
養護老人ホーム	356	男	25	50	21	1	97
		女	62	107	55	5	229
特別養護老人ホーム	52	男	6	13	4	1	24
		女	5	23	14	3	45
計	408	男	31	63	25	2	121
		女	67	130	69	8	274

(2) 老人健康診断実施状況

年度 区分	41	42	43	44	45
対象人員	11,929	16,919	17,219	17,673	20,304
受診人員	3,705	4,876	4,805	3,716	4,306
受診率(%)	31.1	28.8	27.9	24.5	21.2
経費(円)	1,062,658	1,301,591	1,412,771	1,570,994	1,671,880

(注) 市医師会と委託契約の上最寄りの医療機関にて診査を実施

(3) 老人家庭奉仕員制度

(昭和45年度)

奉 仕 員	派遣対象世帯	委 託 費 用
13	41	3,802 千円

(注) 昭和42年度より、熊本市社会福祉協議会に委託実施

(4) 老人クラブ助成状況

区 分 年 度	41	42	43	44	45
老人クラブ助成対象数	82	90	99	104	133
助成金支出額(円)	960,000	1,339,000	1,604,500	1,650,000	2,076,000

(5) 施 設

ア 老人福祉センター

所 在 地 熊本市水道町6番15号
 経 営 主 体 熊本市
 開設年月日 昭和39年6月1日
 構 造 鉄筋コンクリート3階建(但し、1階は保育園)
 建物面積 延627.99㎡(190.3坪)
 建設費 20,198,000円
 開館日時 午前9時~午後5時 休館日毎週月曜及び祝日
 使用料 1人1日20円(団体20人以上、2割5分引き)
 定 員 200人

主な設備	集合娯楽室	1室	面接保険室	1室
	娯楽室	4 "	ホー ル	1 "
	研修室	1 "	浴 室	1 "
	図書室	2 "		

利用状況

性別 \ 年度	41	42	43	44	45
男	21,921	22,588	22,117	21,758	20,582
女	28,905	31,612	32,102	33,031	29,203
計	50,826	54,200	54,219	54,789	49,785
使用料(円)	1,002,035	1,074,085	1,079,020	1,090,645	993,095
1日平均利用者	172	182	183	184	168

イ 東部地区老人福祉センター

所在地	熊本市健康町 4,798番地				
経営主体	熊本市（管理運営は熊本市社会福祉協議会に委託）				
開設年月日	昭和46年4月1日				
構造	木造、瓦葺、平家建				
建物面積	延208.68㎡（63坪）				
建設費	8,445,000円				
開館日時	午前9時～午後5時 休館日は毎週火曜及び祝日				
使用料	1人1日 20円				
定員	50人				
主な設備	集合娯楽室	1室	図書室	1室	
	娯楽室	1 "	浴室	1 "	

ウ 弘済寮

所在地	熊本市谷尾崎町 1,546				
経営主体	熊本市				
開設年月日	昭和11年4月				
種別	養護老人ホーム				
構造	木造、瓦葺、平家建				
敷地面積	10,222.014㎡				
建物面積	延2,048.475㎡				
定員	146名				
主な設備	集会所、納骨慰霊塔、炊事室、医務室、静養室、浴室				

措置状況

(昭46.4.1現在)

区分 \ 性別	男	女	計
熊本市（市費）	53	75	128
熊本県（県費）	2	1	3
その他（委託）	1	1	2
計	56	77	133

エ 高齢者無料職業紹介所

所 在 地 熊本市手取本町8番3号 熊本県福祉会館1階

経 営 主 体 社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会

開設年月日 昭和45年9月16日

業 務 概 況

(昭和45年度)

区 分	求 職			求 人			紹 介			就 職		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
実 績 (人)	560	141	701	199	119	318	234	102	336	122	60	182
対求職比率(%)	—	—	—	35.5	80.7	45.4	41.8	72.9	47.9	21.8	42.9	26.0

(注) 求職者701人のうち本市居住者 603人

オ その他の施設

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
養 護 老人ホーム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	杉 村 春 三	神水町320	23. 11	70
	聖母老人ホーム	〃	マリーポアセリエ	島崎町820	21. 11	70
	リデル・ライト 記念老人ホーム	〃	秋 山 稔 範	黒髪町下立田631	26. 5	70
特 別 養 護 老人ホーム	パウラスホーム	〃	杉 村 春 三	神水町320	39. 7	52

㊦ 敬老祝金 (昭和45年4月1日開始)

目 的 高令者に対し、敬老祝金を支給し、敬老の意を表するとともに、その福祉の増進に寄与しようとするものである。

受給資格 88才以上であって、本市に引き続き1年以上居住している者

祝 金 の 額		45年度受給者数
国民年金法に規定する老令福祉年金の受給者	年 額 2,000円	241 人
上 記 に 該 当 し な い 者	〃 3,000円	148 人

7 失業対策事業

(1) 紹介対象者

ア 紹介対象者数

年度 区分		41	42	43	44	45
適格者数	男	783	764	714	694	611
	女	918	891	876	837	745
	計	1,701	1,655	1,590	1,531	1,356

イ 対象者の動向

年度 区分	年度当初 適格者数	年度末 適格者数	減少者内訳					計
			就職	自営業	移管	死亡	その他	
41	1,714	1,652	21	22	2	16	1	62
42	1,652	1,587	7	38	1	18	2	66
43	1,587	1,531	2	38	1	15	1	57
44	1,531	1,356	5	156	0	16	0	177
45	1,356	1,327	0	10	1	19	2	32
計	—	—	35	264	5	84	6	394

(注) 各年度における人員の年度当初と年度末との差引数と減少人員との差は、移管・転入者等による増員分である。

ウ 就労者の年令別人員

(昭和46.3.31現在)

性別	年令	34才以下	35 39	40 44	45 49	50 54	55 59	60 64	65 69	70 以上	計	平均年令
男	人員	1	20	38	67	65	107	122	99	79	598人	58.5才
	比率(%)	0.07	1.5	2.8	5.0	4.9	8.0	9.1	7.4	5.9	44.8%	
女	人員	2	8	22	78	169	190	167	69	31	736	56.7
	比率(%)	0.1	0.6	1.6	5.8	12.7	14.2	12.5	5.2	2.3	55.2	
計	人員	3	28	60	145	234	297	289	168	110	1,334	57.5
	比率(%)	0.2	2.1	4.5	10.9	17.5	22.3	21.7	12.6	8.2	100	

エ 就労者の滞留年数

(昭和46.3.31)

性別	年数	7年未満	8～9	10～11	12～13	14～15	16以上	計
男		0	65	76	40	83	250	514
女		0	61	45	22	74	377	579
計		0	126	121	62	157	627	1,093

(注) 就労者 1,334人中 241人については適格取得登録年月日不明

オ 失対事業吸収者調

年度 区分		41	42	43	44	45
年間吸収者数		391,612	374,667	357,431	339,705	316,143
1日平均就労者数		1,483	1,419	1,354	1,297	1,197
1人当り月平均就労日数		19	19	19	19	20

(2) 賃金・見舞金

ア 賃 金

(昭46.4.1現在)

作 業 区 分		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	該 当 人 員			
							男	女	計	比 率
応能段階	1 (円)	1,336	1,131	1,071	1,016	940	10	250	260人	218%
	2 (円)	1,211	1,096	1,041	985	910	144	382	526	44.1
	3 (円)	1,151	1,071	1,016	950	880	360	47	407	34.1
該当人員	男	97	310	80		27	総計 1,193人 (90%)			
	女		38	170	424	47				
	計	97人	348	250	424	74				
	比率(%)	8.1%	29.2	21.0	35.5	6.2				

イ 見舞金 (1人当り)

(単位 円)

区分 \ 年度		41	42	43	44	45
夏 期	国	5,049	5,679	6,390	7,200	8,235
	県	2,000	2,300	2,650	3,000	3,400
	市	8,051	8,871	9,810	11,000	12,515
	計	15,100	16,850	18,850	21,200	24,150
年 末	国	11,500	13,781	15,480	18,000	20,587
	県	4,600	5,100	5,600	6,200	6,800
	市	16,000	17,319	18,920	20,800	22,913
	計	32,100	36,200	40,000	45,000	50,300

(3) 厚生

ア 就職祝金

失業者就労事業就労者の一般常雇用への就労又は自営開業を促進し、就労者の生活安定に寄与することを目的として、昭和39年10月1日より実施している。

贈与金 1人市より40,000円(45年度まで30,000円)県より50,000円(国 $\frac{1}{3}$ 、県 $\frac{2}{3}$ 負担)計90,000円

就職祝金支給状況

区分 \ 年度		41	42	43	44	45
熊 本 市	就 職 者	男	7	7	1	3
		女	4	2	1	2
	自営開業者	男	16	27	16	75
		女	16	17	21	81
	計		43	53	39	161
熊 本 県	就 職 者	男	6	5	2	2
		女	1	1		1
	自営開業者	男	5	7	3	22
		女	3	4	12	16
	計		15	17	17	41
合 計			58	70	56	202

イ 共済会

失業対策事業に就労する労働者で組織する各組員の、互助共済及び福祉増進を計ることを目的として、昭和38年10月1日厚生会が設立された。

助成金 1ヵ月1人当り 50円(昭38.4～昭42.9までは30円)

厚生会助成金交付状況

組合名	年度		4 1		4 2		4 3		4 4		4 5	
	区分		人員	交付額	人員	交付額	人員	交付額	人員	交付額	人員	交付額
全日自労熊本分会共済会			231	85,410	214	101,850	200	120,150	187	112,200	177	104,700
全国自労熊本市部 "			448	161,460	423	202,170	391	235,050	358	214,800	314	186,000
熊本建設労組 "			406	147,420	436	210,150	460	276,000	438	262,800	395	240,300
熊本市失対労働者新興組合共済会			244	86,130	209	99,330	185	112,800	180	108,150	140	84,750
熊本失対民自労厚生会			31	10,890	32	15,360	31	18,600	27	16,050	20	12,300
熊本市失対観光 "			17	5,670	13	6,660	14	8,700	16	9,300	15	8,850
熊本特失労組特別互助会			74	25,020	80	38,700	82	49,350	83	49,500	80	48,450
全民労熊本失対支部共済会			14	5,490	—	—	—	—	—	—	—	—
新熊本労組厚生会			33	12,780	30	14,310	32	19,500	28	16,950	25	14,550
熊本新生 "			67	23,850	67	32,160	64	38,550	61	36,750	62	37,200
熊本市失対事業技能者厚生会			—	—	—	—	—	—	20	5,850	18	10,800
計			1,565	564,120	1,504	720,690	1,459	878,700	1,398	832,350	1,246	747,900

8 国民健康保険 (昭和34年7月1日事業開始)

(1) 世帯数及び被保険者数

区 分	年 度	4 1	4 2	4 3	4 4	4 5
総 世 帯 数		122,286	127,569	132,856	140,824	130,393
被 保 険 者 世 帯 数		40,159	41,142	42,474	45,130	48,610
加 入 率(%)		32.84	32.25	31.79	32.05	37.28
総 人 口		421,281	429,483	431,783	435,795	448,669
被 保 険 者 数		130,055	131,005	132,641	137,632	144,831
加 入 率(%)		30.09	30.50	30.72	31.58	32.28

(注) 総世帯数及び総人口は各年度 3月31日現在

(2) 保険税賦課徴収状況

区分		年度	4 1	4 2	4 3	4 4	4 5
現年度分	調定額円		350,889,720	470,384,830	536,342,140	568,851,790	639,510,810
	収入済額(%)		344,222,340	462,601,560	523,246,050	551,492,955	618,152,775
	収納率(%)		98.10	98.35	97.56	96.95	96.66
過年度分	調定額円		22,743,746	19,545,669	18,774,961	24,859,410	36,670,149
	収入済額(%)		6,826,570	6,459,111	5,277,951	5,402,480	8,875,460
	収納率(%)		30.01	33.05	28.11	21.73	24.20
計	調定額円		373,633,466	489,930,499	551,117,101	593,711,200	676,180,959
	収入済額(%)		351,048,910	469,060,671	528,524,001	556,895,435	627,028,235
	収納率(%)		93.96	95.74	95.21	93.80	92.73
賦課期日			4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日
徴収回数			12	12	12	12	12
税負担額	被保険者1人当り円		2,698	3,591	4,044	4,133	4,405
	一世帯当り						
	最高(%)		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	最低(%)		2,080	2,900	3,330	3,330	3,330
保険税率	平均(%)		8,738	11,433	12,628	12,605	13,206
	所得割(%)		$\frac{3}{100}$	$\frac{3.25}{100}$	$\frac{3.25}{100}$	$\frac{3.25}{100}$	$\frac{3.25}{100}$
	資産割(%)		$\frac{18}{100}$	$\frac{18}{100}$	$\frac{18}{100}$	$\frac{18}{100}$	$\frac{18}{100}$
	均等割円		600	984	1,236	1,236	1,236
賦課割合	平等割(%)		14.80	19.20	21.00	21.00	21.00
	所得割(%)		55.47	54.15	51.95	53.88	54.99
	資産割(%)		8.97	6.99	6.82	7.22	7.14
	均等割(%)		20.75	24.07	26.78	25.01	24.05
合計			14.81	14.79	14.45	13.89	13.82

(3) 給付状況

区分		年度	4 1	4 2	4 3	4 4	4 5
給割付合	世帯主(割)		7	7	7	7	7
	家族(%)		5	(43.11から7)5	7	7	7
療養費	件数		548608	588759	648782	690686	730505
	費用(円)		1349325176	1614217823	2080339040	2421021397	2940024890
助産費	件数		1584	1910	1751	1827	1958
	費用(円)		4724000 (3000)	5727000 (3000)	5253000 (3000)	12061000 (10,000)	19227000 (10000)
育児費	件数		979	1209	970	951	1097
	費用(円)		1062400 (200×6ヵ月)	1416600 (200×6ヵ月)	1141200 (200×6ヵ月)	1109800 (200×6ヵ月)	1294000 (200×6ヵ月)
葬祭費	件数		933	1106	937	952	883
	費用(円)		1958000 (2000)	2212000 (2000)	1874000 (2000)	1904000 (2000)	1766000 (2000)
給合付費計	件数		552104	592984	652440	694416	734443
	費用(円)		1357069576	1623573423	2088607240	2436096197	2962311890
はりきゅ術	件数		29823	38335	41447	42654	48450
	費用(円)		2982300 (100)	3833500 (100)	4144700 (100)	4265400 (100)	7983590 (170)

(注) ()内は1件当り給付額

(4) 診療費諸率

区分 \ 年度	41	42	43	44	45
受診率(%)	418.57	446.21	485.27	498.43	499.59
1件当り日数	4.5	4.5	4.6	4.5	4.2
1件当り費用額(円)	2,467	2,750	3,219	3,515	4,039
1人当り費用額(円)	10,326	12,273	15,621	17,522	20,176
1人当り受診日数	19	20	22	23	21
1日当り費用額(円)	547	606	696	776	957
1世帯当り費用額(円)	33,442	39,079	48,781	53,437	60,485
出生率(%)	1.22	1.46	1.32	1.33	1.35
死亡率(%)	0.72	0.84	0.71	0.69	0.61

(5) 納付組織

名称 国民健康保険会

組織数 578

加入状況 100%

事務費 (保険会長の事務費)

当該保険会を通じて当該月に係る保険税を納期限内に完納したとき、領収書1枚につき、20円

当該保険会を通じて当該月に係る保険税を納期限の翌日から翌月の10日までに完納したとき、領収書1枚につき、10円

保険委員報酬

受持世帯50世帯以下 年額 2,600円

51世帯～90世帯 " 2,800円

91 " ～130 " " 3,000円

131 " ～170 " " 3,200円

171 " 以上 " 3,400円

(6) 福祉年金受給状況

区分		43			44			45		
		全額給	一部給	計	全額給	一部給	計	全額給	一部給	計
老令	件数 (千円)	7813	2537	10350	9821	867	10688	10657	923	11580
	金額	159385	35988	195373	212134	77272	289406	255768	78322	334090
障害	件数 (千円)	1337	12	1349	1383	12	1395	1470	17	1487
	金額	43319	111	43429	48128	96	48224	54684	186	54870
母子	件数 (千円)	251	5	256	144	4	148	149	3	152
	金額	6972	34	7006	4339	31	4370	4855	30	4885
計	件数	9401	2554	11955	11348	883	12231	12276	943	13219
	金額	209676	36133	245809	264601	77399	342000	315307	78538	393845

9 国民年金 (昭和34年8月22日事業開始)

(1) 拠出年金被保険者状況

区分 \ 年度		41	42	43	44	45
被保険者	強制加入者	53,034	54,618	56,499	58,607	60,023
	任意加入者	9,237	11,498	13,245	19,222	21,695
	計	62,271	66,116	69,744	77,829	81,718
保免除料者	法定免除者	2,801	2,656	2,764	2,838	2,939
	申請免除者	4,634	6,838	4,803	4,470	4,367
	計	7,435	9,494	7,657	7,308	7,306
免除率 (%)		11.9	14.4	10.8	9.4	8.9

(2) 拠出年金受給者及び支給年金額

区分 \ 年度	43		44		45	
	受給者	年金額	受給者	年金額	受給者	年金額
母子年金	236	13257,600円 (55,200)	269	14,799,600円 (55,200)	299	26,216,000円 (55,200)
障害年金	76	4956,000 (60,000)	97	7,152,000 (60,000)	123	13,676,000 (60,000)
遺児年金	17	448,800 (30,000)	20	404,400 (30,000)	24	1,656,000 (30,000)
準母子年金	—	(55,200)	—	(55,200)	—	(55,200)
計	329	18,662,400	386	22,356,000	466	41,548,000

(注) ()内は年間1人当り受給額

(3) 検認実施状況

区分 \ 年度	41	42	43	44	45
検認対象月数	537,698	606,944	618,466	676,445	788,108
検認実施月数	485,344	556,633	606,900	667,754	779,555
前納月数	2,713	2,573	2,350	2,225	2,281
検認率 (%)	90.8	92.1	98.5	99.0	99.2

(4) 納付組合

(昭和46.4.1現在)

納付組合設置数 503組合
組合員数 75,997人
組織率 99.8%
手数料 取り扱い1件につき 13円

(5) 福祉年金受給該当者状況

区分 \ 年度	41		42		43		44		45	
老令	11681	870%	11550	869%	12250	880%	12481	883%	13585	886%
障害	1236	92	1374	104	1443	104	1484	105	1578	103
母子	517	38	364	27	226	16	167	12	171	11
準母子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	13434	100	13288	100	13919	100	14132	100	15334	100

10 戸籍・住民

(1) 各種人口登録数

(各年度3月31日現在)

区 分			4 4			4 5		
			本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計
住民登録	人	男	170,309	37,341	207,650	168,796	43,334	212,130
		女	186,473	40,473	226,946	184,493	47,733	232,226
	口	計	356,782	77,814	434,596	353,289	91,067	444,356
	世帯数		120,603	19,727	140,330	120,332	23,899	144,231
外国登録	人	口	1,135	64	1,199	1,051	76	1,127
	世帯数		456	38	494	430	43	473
配給	人	消費	344,594	51,557	396,151	346,371	64,432	410,803
		生産	13,961	22,604	36,565	7,969	25,395	33,364
	口	計	358,555	74,161	432,716	354,340	89,827	444,167
	世帯数	消費	103,175	14,197	117,372	119,146	18,513	137,659
		生産	2,699	4,110	6,809	1,616	4,668	6,284
	計		105,874	18,307	124,181	120,762	23,181	143,943

(2) 各種事務受理件数

区 分			4 4			4 5		
			本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計
戸籍	出生		8,301	1,548	9,849	7,239	1,375	8,614
	死亡		2,829	544	3,373	2,425	444	2,869
	婚姻		3,361	906	4,267	3,379	654	4,033
	離婚		472	91	563	555	65	620
	転籍		1,105	273	1,378	1,081	242	1,323
	認知		112	14	126	102	8	110
	養子縁組		215	62	277	237	41	278
	養子離縁		74	17	91	58	14	72
	入籍		236	52	288	246	32	278
	分籍		44	9	53	30	4	34
	その他		526	149	675	987	103	1,090
	計		17,275	3,665	20,940	16,339	2,984	19,323
住民登録	転入		22,067	3,208	25,275	20,976	3,561	24,537
	転出		20,591	3,016	23,607	20,599	3,684	24,283
	転居		22,689	5,664	28,353	20,253	5,667	25,920
	その他		13,553	3,969	17,522	14,377	2,086	16,463
	計		78,900	15,857	94,757	76,205	14,998	91,203
印鑑登録	新規		15,363	2,746	18,109	15,628	3,358	18,986
	改印		9,486	1,432	10,918	10,474	1,625	12,099
	廃印その他		6,263	1,335	7,598	14,784	688	15,472
	計		31,112	5,513	36,625	40,886	5,671	46,557
外国登録	新規		96	—	96	105	—	105
	変更その他		1,042	—	1,042	846	—	846
	計		1,138	—	1,138	951	—	951

(3) 各種証明取扱枚数

区 分		本 庁			支 所			計		
		有 料	無 料	計	有 料	無 料	計	有 料	無 料	計
44 年 度	戸 籍 関 係	124,067	6,421	130,488	23,611	1,809	25,420	147,678	8,230	155,908
	住 民 票 関 係	108,584	4,793	113,377	20,494	599	21,093	129,078	5,392	134,470
	印 鑑 証 明	237,365	1,051	238,416	53,533	428	53,961	290,898	1,479	292,377
	転 出 証 明 書	22,907	53	22,960	2,749	—	2,749	25,656	53	25,709
	その他証明関係	15,246	2,524	17,770	1,046	65	1,111	16,292	2,589	18,881
	埋火葬許可証	166	1	167	305	226	531	471	227	698
	計	508,335	14,843	523,178	101,738	3,127	104,865	610,073	17,970	628,043
45 年 度	戸 籍 関 係	121,564	8,499	130,063	39,599	3,316	42,915	161,163	11,815	172,978
	住 民 票 関 係	117,605	5,091	122,696	27,668	1,386	29,054	145,273	6,477	151,750
	印 鑑 証 明	240,764	1,000	241,764	62,777	881	63,658	303,541	1,881	305,422
	転 出 証 明 書	22,933	60	22,993	3,669	—	3,669	26,602	60	26,662
	その他証明関係	14,944	3,198	18,142	1,890	181	2,071	16,834	3,379	20,243
	埋火葬許可証	155	—	155	252	154	406	407	154	561
	計	517,965	17,848	535,813	135,855	5,918	141,773	653,820	23,766	677,586

(注) (1)～(3)の支所欄は6支所を合算したものである。

11 住民組織

(1) 町内自治会の結成状況

(各年4.1現在)

年	学 校 区	自治会(A)	組 織	世 帯 数(B)	世 帯 数 平 均 $\frac{(B)}{(A)}$	結 成 率
45	45	435	9,571	118,765	273	100%
46	50	471	10,183	124,369	264	100%

(2) 委託事務内容

広報紙(市政だより等)、回覧文書、一般文書(印刷文書)の配布委託事務

(3) 交付金

交付金は1号交付金と2号交付金の二種類に分けている。

1号交付金は、文書配布に対するもので、1世帯当たり年70円

2号交付金は、町内自治の振興を図り、健全な自治活動に資するための助成金である。

2 号 交 付 金 支 給 基 準	金 額
100世帯以下の町内	年 15,000円
101世帯以上400世帯以下の町内	17,500
401世帯以上の町内	20,000

(4) 交付時期

1号交付金は、9月と3月の二期に分けて支給する。

2号交付金は、9月に1年分を支給する。

12 交通安全対策

(1) 交通安全対策事業

昭和38年6月改正地方自治法で、「交通安全の保持」が市町村固有の事務として明確化されており、その後昭和45年6月には交通安全対策基本法が施行され、この中にはあらゆる分野にわたる責務が定めてあり、特に、地方公共団体は、地域の実状に応じた施策を策定し、これを実施する責務を有することになった。

本市では、昭和42年4月より市長公室秘書課に交通安全対策室を設置し、交通安全思想の普及徹底、道路環境の整備促進及び被害者の救済活動につとめている。更に昭和46年1月には、交通安全対策基本法に基づく交通安全対策会議条例が施行され、今後より一層強力な安全対策の推進が要求されている。

ア 交通安全教育の普及徹底

交通指導員制度

昭和44年10月1日より、民間の交通安全協力者を人口2,000人に1人位の割合で230名委嘱し、その後旧託麻村の合併にともない7名を追加委嘱したので、その合計237名が、1日、10日、20日の交通安全の日及び春秋の交通安全運動期間中、朝の通学通園時の保護を中心に街頭指導を行なっている。

その他、地域における中核的指導者として交通安全に関する諸活動の指導にあたり、交通安全対策室が行なう活動にも全面的な協力を得ている。

委嘱の条件

- 無報酬で年間2,000円程度の記念品を贈る。
- 装備品の貸与……夏冬服上下・旗・笛・胸章・腕章・手袋・市章ワッペン。
- 公務災害の補償を行なう。
- 20才～55才までの男子であること。

交通安全運動の推進

春秋、年末、年始の全国交通安全運動にとどまらず、年間を通じて季節的事故防止運動の徹底的推進につとめる。

- 1日・10日・20日を交通安全の日と指定、交通安全運動の普及。
- 交通安全対策車による呼びかけ、市政だより、パンフレット、ポスター等による広報活動。
- 学校及び各種団体（町内自治会、婦人会、老人会、会社、組合）等に対して交通映画会、自転車の安全な乗り方教室、歩行横断等の指導、講話会の開催。

母の会の結成

交通事故防止のため、各地域に母の会の結成をはかり、母親の自覚をうながし、一家の交通安全責任者となってもらい、市民1人1人に安全意識の高揚をはかるもの。

主な活動

1. 母親自身が交通ルールやマナーを身につけ、実行し、家庭の安全を母の手で守る。
2. 地域ぐるみの事故防止活動を行なう。
3. こどもたちの通学、通園時の安全を確保する。

イ 道路環境の整備促進

主要道路の改善、安全施設整備改善、踏切改善、子供の遊び場確保、駐車場の設置改善などのための調査及び市民の要望に対して現地調査の上、関係機関に積極的に働きかけ、市民と関係機関のパイプ役を果している。

ウ 救済事業の拡充強化

交通事故相談 昭和42年7月開設、相談事項に応じた解決法を教示している。

交通事故相談件数調

年	件 数	内 訳		利 用 者		
		被 害 者	加 害 者	市 内	県 内	県 外
42	71	64	7	70	1	0
43	262	219	43	249	12	1
44	380	291	89	326	49	5
45	287	223	64	249	31	7

要旨別 件数 年	治 請 療 費 求	慰 謝 料	示 談	損 賠 害 償	休 補 業 償	仮 請 渡 金 求	後 遺 症	任 保 意 險	事 証 故 明	調 裁 定 判	そ の 他	計
42	10	9	10	21	3	5	1	0	1	2	9	71
43	72	35	51	47	7	13	3	0	2	6	26	262
44	123	66	77	43	21	8	9	2	5	16	10	380
45	45	39	57	73	18	7	2	3	0	8	35	287

交通災害共済事業の普及発展……別記

② 交通安全施設等設置状況

工 種	42		43		44		45	
	延長又は箇所	事業費	延長又は箇所	事業費	延長又は箇所	事業費	延長又は箇所	事業費
歩 道	6,292m	30,802千円	8,199m	29,209千円	9,201m	53,348千円	5,888m	49,290千円
横断歩道橋	1カ所	6,996	2カ所	10,670			1カ所	5,369
道路照明	19基	2,135	12基	1,170				
防 護 柵	893m	1,685	530m	1,935	981m	3,146	462m	1,437
中央分離帯			152m	2,944				
交差点改良							1カ所	679
区 画 線			8,884m	1,501	4,810m	1,080	500m	145
バス停車帯					1カ所	752		
道路標識					10本	830	126本	773
道路反射鏡					33カ所	945	48カ所	1,363
歩道舗装							2,300m	5,042
計	—	41,618	—	47,429	—	60,101	—	64,098

(3) 交通災害共済事業

施行年月日 昭和43年4月1日

方式 市直営

共済期間 加入日の翌日から翌年3月31日まで(年度区分)

ア 会費

(昭45.4.1改正)

会 員 と な っ た 日	中 学 生 以 下	一 般
4月1日～ 6月30日	365円	500円
7月1日～ 9月30日	300	420
10月1日～12月31日	240	340
1月1日～ 3月31日	180	260

(注) 生活保護を受けている者の加入は会費免除(共済見舞金は市負担)

イ 共済見舞金

(昭45.4.1改正)

等 級	傷 害 の 程 度	共 済 見 舞 金 基 準 額	
		入 院	通 院
1	死亡した場合	500,000円以内	500,000円以内
2	全治6ヵ月以上の傷害をうけた場合	100,000円以内	50,000円以内
3	全治5ヵ月以上の傷害をうけた場合	80,000円以内	40,000円以内
4	全治4ヵ月以上の傷害をうけた場合	60,000円以内	30,000円以内
5	全治3ヵ月以上の傷害をうけた場合	40,000円以内	20,000円以内
6	全治2ヵ月以上の傷害をうけた場合	20,000円以内	10,000円以内
7	全治1ヵ月以上の傷害をうけた場合	10,000円以内	5,000円以内
8	全治1ヵ月未満の傷害をうけた場合 (ただし、1週間未満の入院の場合は、通院とみなす。)	5,000円以内	3,000円以内

(注) 会員以外の者(市内居住)が交通事故により死亡したときは、弔慰見舞金5,000円(市負担)を支払う。

ウ 加入状況

年 度 \ 区 分	加 入 者	会 費 収 入
43	101,786	37,151,890円
44	90,054	32,869,710
45	76,150	34,463,350

エ 給付状況

(昭和45年度)

等 級	加入年度及び 入・通院区分		見舞金額	件 数	支 給 金 額
1 等 級	44年度加入者		50万	3	1,500 千円
	45 "		50万	16	8,000
2 "	44 "		10万	73	7,300
	45 "	入 院	10万	9	900
		通 院	5万	2	100
3 "	44年度加入者		5万	88	4,400
	45 "	入 院	8万	3	240
		通 院	4万	5	200
4 "	44年度加入者		2万	141	2,820
	45 "	入 院	6万	10	600
		通 院	3万	9	270
5 "	44年度加入者		5千	76	380
	45 "	入 院	4万	14	560
		通 院	2万	15	300
6 "	44年度加入者		2千	10	20
	45 "	入 院	2万	38	760
		通 院	1万	50	500
7 "	45 "	入 院	1万	93	930
		通 院	5千	108	540
8 "	45 "	入 院	5千	109	545
		通 院	3千	297	891
弔慰見舞金			5千	0	0
小 計	44年度加入者			391	16,420
	45年度加入者			773	15,336
計				1,164	31,756

(注) 45年度から共済期間及び共済見舞金の区分が変わったため一部44年度加入者分が入っている。

(4) 交通事故

ア 市内交通事故の推移

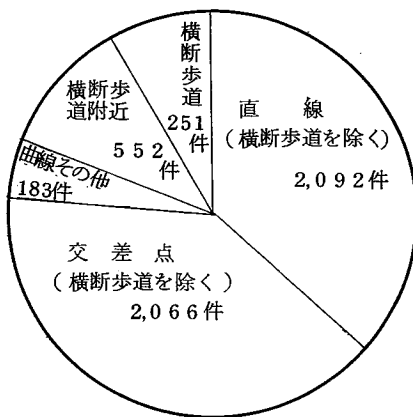
区 分 年	人 身 事 故		死 者		負 傷 者	
	実 数	指 数	実 数	指 数	実 数	指 数
41	2,304	100	37	100	2,649	100
42	2,833	123	37	100	3,278	123
43	3,795	165	49	132	4,441	167
44	5,130	222	46	124	6,285	237
45	5,144	223	32	86	6,361	240

イ 昭和45年市内交通事故分析

傷者年令別並びに男女別

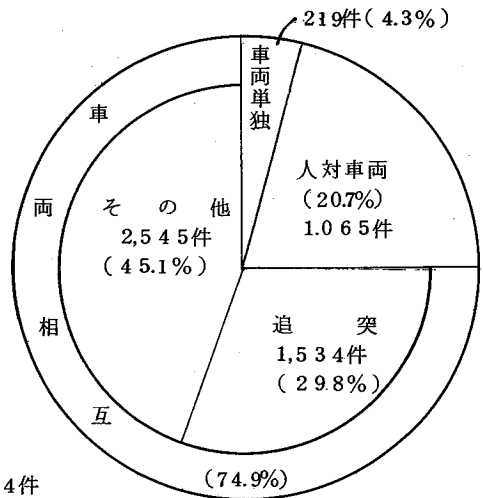
区 分 \ 年 令	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	90～99	計
男	278	870	1,474	965	593	360	202	85	10	0	4,837
女	172	164	425	271	211	154	79	45	3	0	1,524
計	450	1,034	1,899	1,236	804	514	281	130	13	0	6,361
%	7.1	16.3	30.0	19.4	12.6	8.1	4.4	2.0	0.2	—	10.0

発生地点別

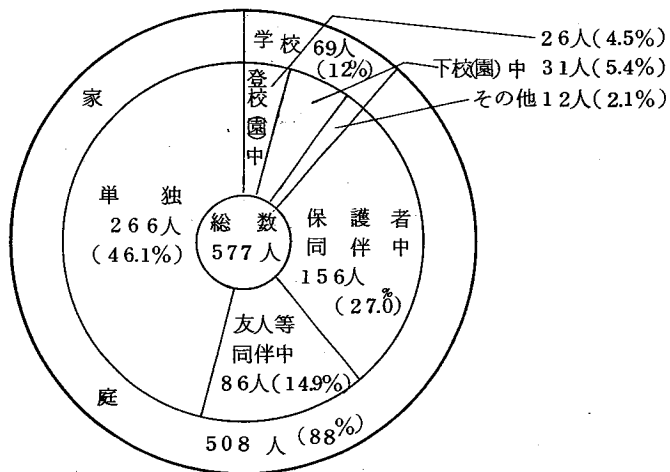


事故総件数 5,144件

事故類型別



こどもの交通事故 (中学生以下)



THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO